

納付方法等

【キャッシュレスでの納付方法】

キャッシュレス納付については、領収証書が発行されません。

①スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のeL-QRを読み取ることで、納付することができます。eL-QRに対応するスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払サイト（※）の「よくあるご質問」をご確認ください。

②地方税お支払サイト（※）

地方税お支払サイト（※）のホームページからクレジットカード（手数料別途必要）やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。詳しくは「地方税お支払サイト（※）」で検索してください。

③Pay-easy（ペイジー）

Pay-easyが利用できない金融機関もありますので、各金融機関に確認してください。

※令和8年9月からサイト名称を「eLお支払サイト」に変更予定

【現金での納付】

④金融機関・香川県県税事務所

⑤全国のコンビニエンスストア

⑥MMK設置店

⑦、⑧で利用できるのは、バーコード印刷があるものに限りです。

注意事項

納期限から約2週間を経過した場合は、金融機関・香川県県税事務所の窓口以外ではお取扱いできませんのでご注意ください。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

【延滞金の計算方法】

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○周年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 （延滞金新制基準割合が年7.3%の割合に 満たない場合に適用）
納 期 限 の 翌 日 から 1 月 を 経 過 す る 日 ま で の 期 間	年7.3%	延滞金特例基準割合＋年1% 上限年7.3%
納 期 限 の 翌 日 から 1 月 を 経 過 し た 日 以 後 の 期 間	年14.6%	延滞金特例基準割合＋年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成26年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

（ご注意）

○この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

○この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

○この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

○払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。

○ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。

○この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

※ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。

Pay-easy（ペイジー）の利用方法



1. 県が指定する金融機関のインターネットバンキングまたはATM のメニューから「税金・各種料金払込み」を選択してください。
2. 表面に記載のある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を画面の指示に従って入力してください。
3. 納付内容が表示されますので、内容を確認してください。
4. 内容が正しければ「支払う」等を選択し、インターネットバンキングの場合は納付完了です。ATMの場合は画面の指示に従って、キャッシュカードの挿入あるいは現金を投入してください。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないようにご注意ください。

また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行) この場所には何も記載しないでください。

課税の根拠

地方税法第73条の2、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

納付場所

■金融機関

- 全国の百十四銀行、みずほ銀行
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- 香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信濃連
- 上記のほか、全国のeL-QRに対応する金融機関

※全国のeL-QRに対応する金融機関については、地方税お支払サイト（令和8年9月からサイト名称を「eLお支払サイト」に変更予定）の「よくあるご質問」をご確認ください。

■全国のコンビニエンスストア（50音順）

くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート
セブン-イレブン/タイニー/デイリーヤマザキ/ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ
ヤマザキスペシャルバーナード/ショップ/ヤマザキデイリーストア/ローソン

■MMK設置店

株式会社しんきん情報サービスの下記ホームページ「MMK設置店リスト」を参照ください。
<https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/>

■香川県県税事務所 総務課（香川県高松市松島町一丁目17番28号）
TEL：087（806）0304～0306

48

XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3

71 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
72 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
73 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 74様
69 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
70 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
75 6XXXXX76 2XXXXXXXXXX

年度	78 4XXXX	区分
77 4XXXX 年度	79 13XXXXXXXXXXXX 13XXXXXXXXXXXX	80 12XXXXXXXXXXXX
税目	83 6XXXXX	5XXXX
81 10XXXXXXX 82 10XXXXXXX	84 11XXXXXXXXXX	11XXXXXXXXXX
所管事務所	根拠規定	
85 12XXXXXXXXXX 86 12XXXXXXXXXX 87 12XXXXXXXXXX	88 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 89 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 90 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	

納付 (納入) する金額	1 2XXXXXXXXXXXX	87 9999999999 円
	1 2XXXXXXXXXXXX	9999999999 円
	1 2XXXXXXXXXXXX	9999999999 円
	1 2XXXXXXXXXXXX	9999999999 円
	1 2XXXXXXXXXXXX	9999999999 円
	1 2XXXXXXXXXXXX	9999999999 円
合計		87 9999999999 円

66 11XXXXXXXXXX
67 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXX

68 公印

49 8XXXXXX 50
51 25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
52 25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
53 25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
54 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 56₁
55 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
57 CB

12345678901234

58 10XXXXXXXXXX
59 8XXXXXX
60 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
61 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
62 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
63 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
64 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
65 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。

77 県税 1

領収済通知書

通常払込料金加入者負担

加入者名 2

口座記号番号 3

金額 4 円

収納機関番号 5

納付番号 6

確認番号 7

納付区分 8

納期限 9

10

年度 11

12

OCR-ID 13

33 14

15

延滞金額 16

所管事務所 27

領収日付印

合計金額 17

取りまとめ金融機関 24

取りまとめ店 25

CVS収納代行会社 20

納付者氏名 18

19

21

22

23

コンビニ等取扱期限 26

94

28

通常払込料金加入者負担

納付書(原付)兼払込金受領証

加入者名 29

口座記号番号 30

納付番号 31

確認番号 32

納付区分 33

税目 34

納期限 35

金額 36 円

延滞金 37 円

合計金額 38 円

納税者氏名 39

40

納付内容 41

42

所管事務所 43

取りまとめ金融機関 44

取りまとめ店 45

46

CVS収納代行会社 47

この受領証は大切に保管してください。

(金融機関/CVS店舗保管)

香川県 領収証書

71 72 73

様

納付番号 31

確認番号 32

登録番号 75

76

納付区分 33

税目 81

期別 79

年度 77

区分 80

事務所 85

83 84

税額 91 円

延滞金 92 円

合計 93 円

金額	91	円
延滞金	92	円
合計金額	93	円

左記金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要
(納税者保管)

CVS収納代行会社
裏面もよくお読みください。

この領収証書は、当該納付に係る金融機関、コンビニエンスストア、●県税徴出納員の領収日付印の押印によりその効力が生じます。(ゆうちょ銀行、郵便局は除く。)

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

〔延滞金の計算方法〕

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に 満たない場合に適用)
納 期 限 の 翌 日 から 1 月 を 経 過 す る 日 まで の 期 間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年 1 % 上限年7.3%
納 期 限 の 翌 日 から 1 月 を 経 過 し た 日 以 後 の 期 間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人住民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付方法等

【キャッシュレスでの納付方法】

キャッシュレス納付については、領収証書が発行されません。

①スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のeL-QRを読み取ることで、納付することができます。eL-QRに対応するスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払サイト(※)の「よくあるご質問」をご確認ください。

②地方税お支払サイト(※)

地方税お支払サイト(※)のホームページからクレジットカード(手数料別途必要)やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。詳しくは「地方税お支払サイト」(※)で検索してください。

③Pay-easy(ペイジー)

Pay-easyが利用できない金融機関もありますので、各金融機関に確認してください。

※令和8年9月からサイト名称を「eLお支払サイト」に変更予定

【現金での納付】

④金融機関・香川県県税事務所

⑤全国のコンビニエンスストア

⑥MMK設置店

⑤、⑥で使用できるのは、バーコード印刷があるものに限りです。

督促の根拠

地方税法において、以下の各条文中に督促状を発付する根拠が規定されています。

税 目	根拠条文	税 目	根拠条文
法人の道府県民税	第66条	ゴルフ場利用税	第92条
事業税	第72条の66	軽油引取税	第144条の49
不動産取得税	第73条の34	自動車税	第166条
県たばこ税	第74条の25		

不服がある場合

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告(被告の代表者は香川県知事)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経なくても、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

Pay-easy(ペイジー)の利用方法



1. 県が指定する金融機関のインターネットバンキングまたはATMのメニューから「税金・各種料金払込み」を選択してください。
2. 表面に記載のある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を画面の指示に従って入力してください。
3. 納付内容が表示されますので、内容を確認してください。
4. 内容が正しければ「支払う」等を選択し、インターネットバンキングの場合は納付完了です。ATMの場合は画面の指示に従って、キャッシュカードの挿入あるいは現金を投入してください。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)
この場所には何も記載しないでください。

(ご注意)

○この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

○この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

○この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

○払込みの際、法令等に基づき、依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。

○ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとことろ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。

○この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

※ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。

支 払 通 知 書

県税の還付金として、次のとおりお支払いします。

127 年 月 日

129

1
(住所) 2
3
4
(氏名) 5
6
8 9 様

支 払 通 知 書 番 号		還 付 支 払 額	
22 23		28 円	
支 払 方 法 等			
口 座 払	金融機関名	122	
	本・支店名	123	
	口座番号	125	
	個人情報保護のため下 3 桁を非表示にしています。		
委任状の 提出による 支 払			

273001

2
(住所) 3
(氏名) 18
19

様

表面も必ずお読みください

還 付 (充 当 等) 通 知 書

次のとおり、還付します(充当又は委託納付(入)しました)ので通知します。

24 年 月 日 25

支払通知書番号： 22 23

26



1 還付金							2
年 度	期別(事業年度始期)	税 目 等	既納付(入)額	納付すべき額	還付金額	還 付 金	還付加算金
申告区分	徴収番号(登録番号)		① (円)	② (円)	①-②(円)	発生事由	③ (円)
32	32	29	34	33	35	37	36
	31	30					
42	42	39	44	43	45	47	46
	41	40					
52	52	49	54	53	55	57	56
	51	50					
62	62	59	64	63	65	67	66
	61	60					
72	72	69	74	73	75	77	76
	71	70					
合 計							
還付金合計 (A) ①-②+③					79		80

3 還付金のうち、下記の未徴収金へ充当又は委託納付(入)した額							
年 度	期別(事業年度始期)	申告区分	徴収番号(登録番号)	税 目	本・延・加の別	充 当 等 額	充当等年月日
85	85		84	81	82	87	86
93	93		92	89	90	95	94
101	101		100	97	98	103	102
109	109		108	105	106	111	110
117	117		116	113	114	119	118
充当等額合計 (B)			121				
還付支払額 (C) (A)-(B)			128				

【 現金払に関する注意事項 】

- 1 現金を受け取る方（本人又は受任者）は、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）及び受領印（領収書氏名欄に押印する印）をご持参のうえ、百十四銀行店舗の窓口にお越しください。所定の手続きにより、支払通知書記載の還付支払額をお支払いします。
なお、受任者が受け取る場合の受領印は、委任状に押印した印（委任者の氏名欄に押印した印）とは別のものをお持ちください（原則、ご家族が受任者となる場合であっても、委任状に押印した印を受領印として使用することはできません。）。
- 2 受任者が受け取る場合は、本人（委任者）が委任状欄の全ての記載事項を記入し、押印してください。法人の場合、委任者の氏名欄には、法人名称及び代表者の職・氏名を記入し、登記印を押印してください。
※ 本人（委任者）が委任状欄の全ての記載事項を記入・押印していない場合、受任者は、この支払通知書による支払を受けることができません。
- 3 以下の場合には、下記の連絡先までご連絡ください。
・委任状を本人（委任者）が記入・押印できない場合。所定の手続きにより本人名義の口座にお振り込みします。
・支払通知書を亡失・破損した場合。再発行等についてご案内いたします。
・支払通知書に記載の住所・氏名に変更がある場合（現金を受け取る際に、確認資料が必要になることがあるため、百十四銀行にもご連絡ください。）。
- 4 支払通知書の有効期間は、記載されている通知日から1年間です。1年を過ぎますと、この支払通知書では支払を受けられませんので、早めの受領をお願いします。
- 5 領収書欄、委任状欄の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所が分かるように二重線を引いたうえで訂正印（領収書欄の訂正にあっては受領印、委任状欄の訂正にあっては委任状に押印した印に限りです。）を押印してください。

【 還付・充当又は委託納付（入）の根拠となる法令 】

（過誤納金の還付）地方税法第17条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「特別法人事業税法」という。）第11条、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条
（過誤納金の充当又は委託納付（入））地方税法第17条の2及び第17条の2の2、特別法人事業税法第14条並びに暫定措置法第16条
（還付加算金）地方税法第17条の4、特別法人事業税法第11条、暫定措置法第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条
（過誤納金等の充当又は委託納付（入）適状）地方税法施行令第6条の14及び第6条の14の3、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令第7条並びに地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法施行令第7条

【 不服がある場合 】

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。ただし、委託納付及び委託納入は処分に該当しないことから、不服申立ての対象ではないため、審査請求を行うことができません。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

【 連絡先 】

香川県県税事務所 総務課
自動車税 TEL 087-806-0304
法人三税 TEL 087-806-0306
その他税 TEL 087-806-0305

【 領収書 】 領収書欄は、現金を受け取る方が記入してください。

裏面の還付支払額を受領しました。	
年 月 日	
住所：	
氏名：	
本人確認	運転免許証 ・ マイナンバーカード 上記以外の身分証明書（ ）

【 委任状 】 現金受領を委任する場合に、本人（委任者）が記入してください。

裏面の還付支払額を受領を受任者に委任します。	
記入日 年 月 日	
委任者	
住所：	
氏名：	
※ 個人は認印、法人の場合は登記印	
受任者（窓口で現金を受け取る方） ※ この欄も本人（委任者）が記入してください。	
住所：	
氏名：	

（百十四銀行使用欄）

支 払 通 知 書

県税の還付金として、次のとおりお支払いします。

127 年 月 日

129

1
(住所) 2
3
4
(氏名) 5
6
8 9

様

支 払 通 知 書 番 号	還 付 支 払 額
22 23	28 円
支 払 方 法 等	
現 金 払	百十四銀行の店舗でお受け取りください。 受領方法の詳細は、裏面をご覧ください。
委任状の 提出による 支 払	

273001

2
(住所) 3
(氏名) 18
19

様

還 付 (充 当 等) 通 知 書

次のとおり、還付します(充当又は委託納付(入)しました)ので通知します。

24 年 月 日 25

支払通知書番号： 22 23

26



1 還付金							2
年 度	期別(事業年度始期)	税 目 等	既納付(入)額	納付すべき額	還付金額	還 付 金	還付加算金
申告区分	徴収番号(登録番号)		① (円)	② (円)	①-②(円)	発生事由	③ (円)
32	32	29	34	33	35	37	36
	31	30					
42	42	39	44	43	45	47	46
	41	40					
52	52	49	54	53	55	57	56
	51	50					
62	62	59	64	63	65	67	66
	61	60					
72	72	69	74	73	75	77	76
	71	70					
合 計							
還付金合計 (A) ①-②+③					79		80

3 還付金のうち、下記の未徴収金へ充当又は委託納付(入)した額							
年 度	期別(事業年度始期)	申告区分	徴収番号(登録番号)	税 目	本・延・加の別	充 当 等 額	充当等年月日
85	85		84	81	82	87	86
93	93		92	89	90	95	94
101	101		100	97	98	103	102
109	109		108	105	106	111	110
117	117		116	113	114	119	118
充当等額合計 (B)			121				
還付支払額 (C) (A)-(B)			128				

【 現金払に関する注意事項 】

- 現金を受け取る方（本人又は受任者）は、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）及び受領印（領収書氏名欄に押印する印）をご持参のうえ、百十四銀行店舗の窓口にお越しください。所定の手続きにより、支払通知書記載の還付支払額をお支払いします。
なお、受任者が受け取る場合の受領印は、委任状に押印した印（委任者の氏名欄に押印した印）とは別のものをお持ちください（原則、ご家族が受任者となる場合であっても、委任状に押印した印を受領印として使用することはできません。）。
- 受任者が受け取る場合は、本人（委任者）が委任状欄の全ての記載事項を記入し、押印してください。法人の場合、委任者の氏名欄には、法人名称及び代表者の職・氏名を記入し、登記印を押印してください。
※ 本人（委任者）が委任状欄の全ての記載事項を記入・押印していない場合、受任者は、この支払通知書による支払を受けることができません。
- 以下の場合には、下記の連絡先までご連絡ください。
・委任状を本人（委任者）が記入・押印できない場合。所定の手続きにより本人名義の口座にお振り込みします。
・支払通知書を亡失・破損した場合。再発行等についてご案内いたします。
・支払通知書に記載の住所・氏名に変更がある場合（現金を受け取る際に、確認資料が必要になることがあるため、百十四銀行にもご連絡ください。）。
- 支払通知書の有効期間は、記載されている通知日から1年間です。1年を過ぎますと、この支払通知書では支払を受けられませんので、早めの受領をお願いします。
- 領収書欄、委任状欄の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所が分かるように二重線を引いたうえで訂正印（領収書欄の訂正にあっては受領印、委任状欄の訂正にあっては委任状に押印した印に限りです。）を押印してください。

【 還付・充当又は委託納付（入）の根拠となる法令 】

（過誤納金の還付）地方税法第17条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「特別法人事業税法」という。）第11条、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条
（過誤納金の充当又は委託納付（入））地方税法第17条の2及び第17条の2の2、特別法人事業税法第14条並びに暫定措置法第16条
（還付加算金）地方税法第17条の4、特別法人事業税法第11条、暫定措置法第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条
（過誤納金等の充当又は委託納付（入）適状）地方税法施行令第6条の14及び第6条の14の3、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令第7条並びに地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方税法特別税率等に関する暫定措置法施行令第7条

【 不服がある場合 】

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。ただし、委託納付及び委託納入は処分に該当しないことから、不服申立ての対象ではないため、審査請求を行うことができません。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

【 連絡先 】

香川県県税事務所 総務課
自動車税 TEL 087-806-0304
法人三税 TEL 087-806-0306
その他税 TEL 087-806-0305

【 領収書 】 領収書欄は、現金を受け取る方が記入してください。

裏面の還付支払額を受領しました。	
年 月 日	
住所：	
氏名：	印
本人確認	運転免許証 ・ マイナンバーカード 上記以外の身分証明書（ ）

【 委任状 】 現金受領を委任する場合に、本人（委任者）が記入してください。

裏面の還付支払額を受領を受任者に委任します。	
記入日 年 月 日	
委任者	
住所：	
氏名：	印
※ 個人は認印、法人の場合は登記印	
受任者（窓口で現金を受け取る方） ※ この欄も本人（委任者）が記入してください。	
住所：	
氏名：	

（百十四銀行使用欄）

NNNN	[公]	普通払込金加入者印		ゆうちょ銀行・信用の窓口又はA・Mで受付の場合には左記一紙を出しなくてもよい。
納付書(原荷)兼払込金受領証				
加 入 者 名	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			
口座記号 番	XXXXXXXXXXXXXX			
納 付 番 号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
確 認 日	XXXXXX	納 付 区 分	XXX	
税 目	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			
納 期 限	NNZ9N Z9NZ9N			
金 額	ZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9	円		
延 滞 金		円		
合 計 金 額		円		
納税者氏名 (住所等が異なる場合は)	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 様			
納 付 内 容	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN			
所管事務所	NNNNNNNNNNNN			
取りまとめ金融機関	譲 取 日 付 印			
NNNNNNNNNNNN				
取りまとめ店				
NNNNNNNNNNNN				
〒 XXX-XXXX				
CVS収納代行会社				
NNNNNNNNNNNN				
Cの券類は必ず封筒に封入してください。				

(金融機関/ CVS店発着)

自動車税 催告書

[illegible][illegible]

CVS収納代行会社
NNNNNNNNNNNN
裏面もよくお読みください。

[illegible]

県税事務所の住所表記を右にずらす
(差押予告通知書封筒の窓枠に入るように)

1 この納税証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査（以下「車検」という。）の際、納付確認に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

2 この納税証明書の登録番号・車台番号・有効期限欄に「*」印が表示されているものは利用できませんので、別途証明を●●県税局又は総合県民局で受けてください。

3 前年度までの自動車税種別割(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず「※」印がある場合は、行き違いにつきご了承ください。

4 平成27年4月から自動車税種別割の納付確認が電子化され、車検時の納税証明書の提示を省略することができるようになっています。ただし、納付から電子化による納付確認ができるまでに1週間程度かかります。

5 Pay-easy(ペイジー)やスマートフォンアプリを利用して納付した場合、領収日付印が押印されませんので、納付後すぐに車検を受けるときは、金融機関等で納付の上、領収日付印が押印された証明書をご提示ください。

【納期限までに納付しなかった場合】

① 納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記①の額と②の額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付しなければなりません。

①納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い
方の割合で計算した額

②納期限の翌日から1月を経過した日以後
年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか
低い方の割合で計算した額

※「延滞金特別基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 このほか、納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。
【不届の申立て】

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事(東部県税局経由)に審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に原告を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも効力の取消しの訴えを提起することができるとされています。

【お知らせ】
この納付書は、スマートフォンアプリ及びPay-easy(ペイジー)の納付に対応しています。

○対応しているスマートフォンアプリ
モバイルレジ、払い請求払い、L-Coin 請求支払い、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い

※コンビニエンスストア等の店舗では原則として上記スマートフォンアプリを利用したお支払いはできません。
 ○Pay easy(ペイジー)について

パソコン・スマートフォンを利用したインターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATMから
 納付ができます。

※金融機関により利用できるPay-easy(ペイジー)の納付方法が異なります。

◎この領収証書は、当該納付に係る金融機関、コンビニエンスストア、●●県税局税務出納員又は総合県民局税

●領収証書及びレシート(コンビニエンスストア等でお支払の際に発行されます。)は払込の証拠になるため大

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の
渉外員にお預けになるときは、引換えに預
り証を必ずお受取りください。

- ・払込の際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載された納税者氏名等は加入者に通知する場合があります。

・この受領証は、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付された場合、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

・なお、表面に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込が行われたものです。

◆県税に関するお問合せについて
表面の(差出人・問合せ先)欄に記載の
事務所までお願いします。

〈受付時間〉
午前●時●●分から午後●時●●分まで
土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。

【納付の場所】

○全国の店舗で納付できる金融機関等

●●銀行、●●●●銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行、郵便局

〇〇〇県内の店舗で納付できる金融機関

三菱UFJ 銀行、●●●銀行、●●●銀行、●●●銀行、●●●銀行、●●●銀行、●●●銀行、

●●信用金庫、●●信用金庫、●●労働金庫、●●県信用漁業協同組合連合会、

●●県信用農業協同組合連合会、●●県が指定した農業協同組合(支所等を含む)

○全国のコンビニエンスストア等(50音順)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ

ポプラグループ、ミニストップ、ローソン

○●●県●●県税局、●●県総合県民局

この用紙は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

延滞 金額		円	所管事務所 取りまとめ金額	XXXXXXXXXXXX	領 収 台 付 印
			取りまとめ店	XXXXXXXXXXXX	
計画 金額		円	CVS振替銀行支	XXXXXXXXXXXX	
				XXXXXXXXXXXX	
納付委託先 振替委託先	XX				※
C/V/S 取納用	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX				(郵便局所/CVS本部保管) コンビニ取納機納 NNZ9NZ9NZ9N
	XXXXXXXXXXXXXXXX				
	(ご注意) パーコードがないもの、破損の付くもの又は金額を訂正したものは、コンビニエンスストア等では納付できません				

[illegible]

ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はＡＴＭで納付の場合は、左側二枚をお出しく下さい。

CVS収納代行会社
NNNNNNNNNNNN
裏面もよくお読みください。

自動車税 差押予告通知書

タイトルは刷り込みで対応

[illegible][illegible]

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

県税事務所の住所表記を右にずらす
(差押予告通知書封筒の窓枠に入るように)

[illegible]

T18～24__1枚目

法人 県民税
事業税
特別法人事業税

領収済通知書 公

県 税

XX	都道府県名	口 座 番 号	加 入 者
●●県	XXXXX-X-XXXXXX	●●県会計管理者	

所在地

名称

様

事務所コード	税目コード	課 税 年 度	事業年度又は連結事業年度始期	納税者区分					
申告区分		元号 コード	「年度」	元号 コード					
中予見納確修更決そ の 間定込付定正正定他		「年」	「月」	「日」					
課税査定		申告区分		納税区分CD					
法人県民税	法人税割額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円							
	均等割額								
	延滞金								
法人事業税・特別法人事業税	所得割額								
	付加価値割額								
	資本割額								
	収入割額								
	特別法人事業税額								
	延滞金								
	過少申告加算金								
不申告加算金									
重加算金									
合 計 額									

金額の訂正・マーカーの記入はしないでください。

この用紙は直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたり、ピンで止めたりしないでください。

既に納付の確定した当期分の税額		
法人県民税	法人税割額	円
	均等割額	円
法人事業税額		円
特別法人事業税額		円

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
取りまとめ店		
指定金融機関	●●銀行 ●●支店	

(県保管)

T18～T24_2枚目

納付書（原符）兼払込金受領証



県 税

XX

都道府県名

口

座

番

号

加

入

者

●●県

XXXXXXXX-X-XXXXXXXX

●●県会計管理者

所在地

名称

様

事務所コード

税 目

課 税 年 度

事業年度又は連結事業年度始期

納税者区分

法 人 税

申告区分

中予見納確修更決そ

間定込付定正正定他

百 十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

法人県民税

法 人 税 割 額

均 等 割 額

延 滞 金

法人事業税・特別法人事業税

所 得 割 額

付加価値割額

資 本 割 額

収 入 割 額

特別法人事業税額

延 滞 金

過少申告加算金

不申告加算金

重 加 算 金

合 計 額

既に納付の確定した当期分の税額

法人県民税	法人税割額	円
	均等割額	円
法人事業税額		円
特別法人事業税額		円

納 期 限

年 月 日

領 収 日 付 印

所 管 事 務 所

（金融機関
又は郵便局保管）

T18～T24_3枚目

領収証書



県 税

XX

都道府県名

口

座

番

号

加

入

者

●●県

XXXXXXXX-X-XXXXXXXX

●●県会計管理者

所在地

名称

様

事務所コード	税 目	課 税 年 度	事業年度又は連結事業年度始期	納税者区分
	法 人 税	年	年 月 日	

申 告 区 分		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
中予見納確修更決そ（ 間定込付定正正定他）												
法人県民税	法 人 税 割 額											
	均 等 割 額											
	延 滞 金											
法人事業税・ 特別法人事業税	所 得 割 額											
	付加価値割額											
	資 本 割 額											
	収 入 割 額											
	特別法人事業税額											
	延 滞 金											
	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重 加 算 金											
合 計 額												

既に納付の確定した当期分の税額		
法人県民税	法人税割額	円
	均等割額	円
法人事業税額		円
特別法人事業税額		円

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
上記の金額を領収しました。		

(納税者保管)

T18～T24_3枚目裏

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から 1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

- 金融機関
 - 全国の百十四銀行、みずほ銀行
 - 四国内のゆうちょ銀行・郵便局
 - 香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信濃連
- 香川県県税事務所 総務課（香川県高松市松島町一丁目17番28号）
TEL：087（806）0304～0306